



熊本県公報

第 1 1 7 9 0 号

平成 21 年 3 月 23 日 (月)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… (//) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部改正…………… (監理課) 3
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策総室) 4
- 公印の改刻…………… (私学文書課) 4
- 緊急消毒事業の実施…………… (畜産課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 熊本県土地利用基本計画の変更要旨の公表…………… (地域政策課) 5

公 告

- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画・技術管理課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 6
- 土地改良区役員の退任…………… (//) 6
- 都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告…………… (//) 6
- 平成21年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営
保守業務委託に係る一般競争入札の落札者…………… (情報企画課) 6
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 7

登 載 依 頼

- 第40回熊本県環境審議会の開催…………… (環境政策課) 7
- くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の開催…………… (少子化対策課) 8
- 地方公営企業法の規定に基づく料金徴収事務の委託…………… (企業局総務経営課) 8
- 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会
…………… (高齢者支援総室) 8
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通規制課) 9

告 示

熊本県告示第219号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|------------------------------|----------|------------|
| デイサービスえがお 宇城市小川町北小野1379番地 | 有限会社内田建設 | 平成21年3月10日 |

熊本県告示第220号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成21年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

| | | |
|-----------------------------------|----------|--------------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| デイサービスえがお 宇城市小川町北小野 1 3 7 9 番地 | 有限会社内田建設 | 平成 2 1 年 3 月 1 0 日 |

熊本県告示第 2 2 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

| | | |
|--|-------------|------------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| フランスベッド株式会社メディカル熊本営業所 熊本市流通団地一丁目 6 0 番地 | フランスベッド株式会社 | 平成 2 1 年 4 月 1 日 |

(特定福祉用具販売)

| | | |
|--|-------------|------------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| フランスベッド株式会社メディカル熊本営業所 熊本市流通団地一丁目 6 0 番地 | フランスベッド株式会社 | 平成 2 1 年 4 月 1 日 |

熊本県告示第 2 2 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規程により公示する。

平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

| | | |
|--|-------------|------------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| フランスベッド株式会社メディカル熊本営業所 熊本市流通団地一丁目 6 0 番地 | フランスベッド株式会社 | 平成 2 1 年 4 月 1 日 |

(特定介護予防福祉用具販売)

| | | |
|--|-------------|------------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| フランスベッド株式会社メディカル熊本営業所 熊本市流通団地一丁目 6 0 番地 | フランスベッド株式会社 | 平成 2 1 年 4 月 1 日 |

熊本県告示第 2 2 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 2 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|----|-------------------|--------------|------|
| 主要地方道 | 菊池鹿北線 | 山鹿市鹿北町大字岩野字宮迫 7 6 3 番 2 地先から 同町大字岩野字陣内 2 0 6 番 1 地先まで | 前 | 6.2 ～ 30.0 | 551.9 | 交安統合 |
| | | | 後 | 10.0 ～ 51.0 | | |

| | | | | | | |
|-------|-------|---|---|------------------|------|-----|
| 主要地方道 | 山鹿植木線 | 山鹿市南島字白拍子 7 9 8 番 1 地先から 同市鹿央町岩原字扇田 1 4 0 4 番 2 地先まで | 前 | 4.6 ～ 9.8 | 60.0 | 単道改 |
| | | | 後 | 9.4 ～ 11.0 | | |

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県告示第 2 2 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 2 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|---------|---|--------------|--------|
| 一般国道 | 5 0 1 号 | 熊本市中島町居屋敷 1 3 2 2 番地先から 同所 1 1 2 7 番 1 地先まで | 86.0 | 交通連携推進 |
| 主要地方道 | 菊池鹿北線 | 山鹿市鹿北町大字岩野字陣内 2 1 6 番 5 地先から 同所 2 0 6 番 1 地先まで | 140.0 | 交安統合 |
| 主要地方道 | 坂本人吉線 | 人吉市合ノ原町字峰崎 5 5 2 番 3 地先から 同所 5 4 9 番 2 地先まで | 45.0 | 単道改 |

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県告示第 2 2 5 号

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成 1 5 年熊本県告示第 2 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

工 事 種 類 規 模 別 等 級 表

| 工事の種類 | 等級 | 工事の請負対象金額 | |
|------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 土木一式工事 | A | 3, 0 0 0 万円以上 | |
| | B | 1, 2 0 0 万円以上 | 3, 0 0 0 万円未満 |
| | C | 3 0 0 万円以上 | 1, 2 0 0 万円未満 |
| | D | 3 0 0 万円未満 | |
| 建築一式工事 | A ₁ | 1 億 2, 0 0 0 万円以上 | |
| | A ₂ | 5, 0 0 0 万円以上 | 1 億 2, 0 0 0 万円未満 |
| | B | 2, 5 0 0 万円以上 | 5, 0 0 0 万円未満 |
| | C | 1, 0 0 0 万円以上 | 2, 5 0 0 万円未満 |
| | D | 1, 0 0 0 万円未満 | |
| ほ装、電気及び管工事 | A | 1, 0 0 0 万円以上 | |
| | B | 3 0 0 万円以上 | 1, 0 0 0 万円未満 |
| | C | 3 0 0 万円未満 | |

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 2 2 6 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

救急医療機関

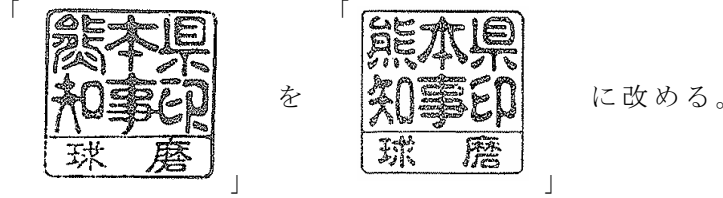
| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 期 間 |
|-----------------|------------------|--|
| 阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院 | 阿蘇市黒川 1 1 7 8 番地 | 平成 2 1 年 2 月 1 9 日から 平成 2 4 年 2 月 1 8 日まで |

熊本県告示第 2 2 7 号

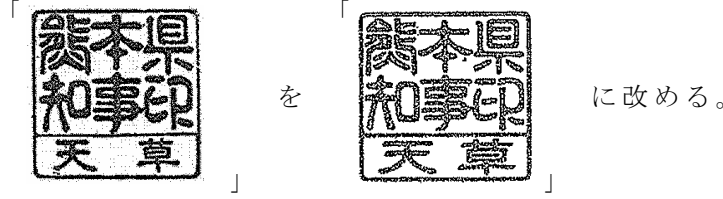
昭和 3 5 年 7 月 1 日熊本県告示第 4 0 4 号（熊本県公印規程の規定による公印の登録）の一部を次のように改正し、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 3 熊本県球磨地域振興局用の熊本県印及び同知事印の項中



1 4 熊本県天草地域振興局用の熊本県印及び同知事印の項中



熊本県告示第 2 2 8 号

家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 9 条の規定により次のとおり消毒の実施を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 2 6 年農林省令第 3 5 号）第 1 5 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
熊本県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 消毒を実施する区域
熊本県内全域において飼養羽数が 1 0 0 羽以上の鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう及びほろほろ鳥の飼養施設（ただし、だちょうにおいては 1 0 羽以上飼養施設）のうち家畜防疫員が必要と認める飼養施設。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う飼養施設を除く。
- 3 実施すべき事項
消石灰等の消毒薬の飼養施設内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布
- 4 実施期間
平成 2 1 年 3 月 2 6 日から 4 月 3 日まで

熊本県告示第 2 2 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 2 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供用を開始する区間 | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------|--|---------------|-----|
| 主要地方道 | 玉名立花線 | 玉名郡和水町津田字上中園 443番1地先から 同町板楠字釜岡 1634番1地先まで | 500.0 | 単道改 |

2 供用を開始する期日 平成21年3月23日

熊本県告示第230号

熊本県土地利用基本計画（昭和50年熊本県告示第537号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

| 変更地域名 | 市町村名 | 変更部分の面積 | 変更を必要とする理由 |
|---------|------|------------|--|
| 上天草森林地域 | 上天草市 | 3ヘクタールの縮小 | 現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 |
| 菊陽森林地域 | 菊陽町 | 8ヘクタールの縮小 | 同上 |
| 大津農業地域 | 大津町 | 35ヘクタールの縮小 | 総合的な農業の振興を図る必要がないため。 |
| 大津農業地域 | 大津町 | 69ヘクタールの縮小 | 同上 |
| 熊本農業地域 | 熊本市 | 5ヘクタールの縮小 | 市街地整備の見通しが明らかになったことから、総合的な農業の振興を図る必要がないため。 |
| 熊本農業地域 | 熊本市 | 5ヘクタールの縮小 | 同上 |
| 熊本農業地域 | 熊本市 | 22ヘクタールの縮小 | 同上 |
| 熊本農業地域 | 熊本市 | 6ヘクタールの縮小 | 同上 |
| 嘉島農業地域 | 嘉島町 | 30ヘクタールの縮小 | 同上 |
| 益城農業地域 | 益城町 | 38ヘクタールの縮小 | 同上 |

2 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所
熊本県地域振興部地域政策課（県庁行政棟本館6階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

公 告

熊本県公告第127号

天草市に事務所を置く小宮地新田地区土地改良区理事長歳嶋一成から平成20年11月20日付けで申請のあった定款変更については、平成21年3月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成21年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第128号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。
平成21年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
有限会社セイキ家具
熊本市健軍町三丁目50-21
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 廃止前 1, 2 1 0 平方メートル
- 廃止後 0 平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成 1 5 年 8 月 3 1 日
- 4 廃止する理由
店舗閉鎖のため
- 5 届出年月日
平成 2 1 年 3 月 6 日

熊本県公告第 1 2 9 号

熊本市に事務所を置く高砂土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|--------|--------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 藤本 陸奥雄 | 熊本市沖新町 4 7 2 6 番地 |
| 理事 | 宮崎 勝喜 | 熊本市沖新町 4 7 0 8 番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 藤本 直人 | 熊本市沖新町 4 7 2 3 番地 |
| 理事 | 辻野 正敏 | 熊本市沖新町 4 7 2 4 番 4 |

熊本県公告第 1 3 0 号

鹿本郡植木町に事務所を置く植木町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|-----------------------|
| 理事 | 田代 國昭 | 鹿本郡植木町大字田底 2 2 5 5 番地 |

熊本県公告第 1 3 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角 2 0 8 6 番 1 3 7 及び同 2 0 8 6 番 2 3 3
2 9 1 . 0 2 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鹿本郡植木町平泉 1 3 2 番地 2
松野 隆二

熊本県公告第 1 3 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角 2 0 8 6 番 1 3 8 及び同 2 0 8 6 番 1 3 9
3 3 6 . 1 2 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市武蔵ヶ丘七丁目 1 番 1 7 号 B 棟 1 0 5 号
森田 卓己

熊本県公告第 1 3 3 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条の規

定により、次のとおり公告する。

平成21年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成21年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年3月10日
- 4 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市桜町3番1号
- 5 落札金額
119,280,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,680,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成21年1月27日

熊本県公告第134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市大平156番地
- 2 築造者の氏名 川口智生
- 3 道路の位置 菊池市北宮字上市場160番1
- 4 道路の幅員 4.02メートル
- 5 道路の延長 18.98メートル
- 6 指定年月日 平成21年3月10日
- 7 指定番号 菊池景建第140号

登載依頼

熊本県環境審議会公告 第2号

第40回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年3月23日

熊本県環境審議会
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時
平成21年3月26日（木） 午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 審議事項
「第18回くまもと環境賞」被表彰者の選考について
 - (2) 報告事項
ア 平成21年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
イ 騒音・悪臭・振動に関する規制地域等の見直しについて
ウ 光化学オキシダント測定局の増設及び大気環境測定車の追加導入について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、会場で午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他
議題（1）審議事項「『第18回くまもと環境賞』被表彰者の選考について」は同賞被表彰者に関する経歴等個人情報に関わる内容であり、熊本県情報公開条例第7条第2号に該当するため「審議会等の会議の公開に関する指針」第3アの規定により非公開とします。

- 7 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）
（電話096-383-1111内線7322）

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会公告第6号

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年3月23日

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会長

- 開催日時
平成21年3月25日（水）
午前10時から（2時間程度）
- 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館2階「多目的AV会議室」
- 会議内容
(1) 次世代育成支援対策に関する基礎調査の結果について
(2) 後期行動計画の策定について
(3) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会事務局（熊本県健康福祉部少子化対策課次世代育成支援班）
（電話096-333-2225）

熊本県企業局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成21年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 受託者
熊本市春日四丁目25-6
熊本県セキュリティ協同組合
代表理事 與田正昭
- 徴収場所
熊本市安政町3番9号
熊本県営有料駐車場料金徴収所
- 委託期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

熊本県社会福祉審議会公告第4号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成21年3月23日

熊本県健康福祉部高齢者支援総室長

- 開催日時
平成21年3月26日（木） 午後3時から午後5時まで
- 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 AV会議室
- 議題（予定）
(1) 部会長選出
(2) 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画について
(3) 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の名称について
(4) その他
- 傍聴者の定員
20人
- 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴の受付は、午後 2 時 3 0 分から午後 3 時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部高齢者支援総室総務・企画班）（電話：0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 1 5）

熊本県公安委員会規則第 3 号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 2 3 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則（昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 中

「

| | |
|------------|--|
| 一般国道 443 号 | 菊池郡大津町大字室 937 番 1 地先から 上益城郡益城町大字寺迫 112 番 1 地先まで |
|------------|--|

を

「

| | |
|--------------|---|
| 一般国道 4 4 3 号 | 菊池郡大津町大字室 937 番 1 地先から 上益城郡御船町大字辺田見字馬場 372 番 1 地先まで |
| 一般国道 4 4 3 号 | 上益城郡御船町大字滝川字極田 132 番 4 地先から 上益城郡御船町大字辺田見字馬場 372 番 1 地先まで |

に

改め、同表一般国道 4 4 5 号の項中「大字小坂字東八竜 9 3 2 番 地先」を「大字滝川字極田 1 3 2 番 4 地先」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。